

職員給与規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、エイチ・アイ・エス健康保険組合の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の給与は、株式会社エイチ・アイ・エスの給与規程を準用し、理事長がこれを定める。

(準用が困難な場合)

第3条 前条により決定することが困難な場合は、年齢・学歴・業務・職務等を勘案し、理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。